

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和8年1月23日

鳥取県立博物館長 片山 暢博

1 調達内容

（1）業務の名称及び数量

鳥取県立博物館冷温水発生機保守点検業務 一式

（2）業務の仕様

入札説明書による。

（3）業務の場所

鳥取市東町二丁目124 鳥取県立博物館

（4）業務の期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

（5）入札方法

入札は、紙入札により行う。

なお、入札書に記載する金額（以下「入札金額」という。）は、消費税及び地方消費税の額を含めた契約申込金額とする（消費税不課税、非課税のものを除く。）。併せて、課税事業者にあっては内訳として消費税及び地方消費税の額を記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

（1）政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

（2）令和6年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が建物等の保守管理の空気調和設備管理（運転保守）に登録されている者であること。

（3）本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

（4）鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

（5）令和2年4月1日以降に、国又は地方公共団体若しくは国立大学法人の施設を管理する者が発注した本件業務の対象となる設備（以下「委託設備」という。）と同一の製造者によって製造された冷温水発生機の保守点検業務（業務の期間が1年以上のものに限る。）を元請けとして履行した実績を有する者であること。

（6）本件業務に係る業務責任者として、委託設備についての製造者技術講習を受講し、冷温水発生機保守点検業務の実務経験が10年以上の技術者（以下「技術者」という。）を1名選任できる者であること。

（7）委託設備の故障等緊急時において、技術者をおおむね2時間以内に1の（3）の場所へ派遣し対処できる体制をとることができる者であること。

（8）鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県立博物館

4 入札手続等

(1) 入札手続及び業務の仕様に関する担当部局

〒680-0011 鳥取市東町二丁目124

鳥取県立博物館総務課

電話 0857-26-8042

電子メール hakubutsukan@pref.tottori.lg.jp

(2) 入札説明書等の交付方法

令和8年1月23日（金）から同年2月6日（金）までの間にインターネットの鳥取県立博物館のホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/museum/>）から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和8年1月23日（金）から同年2月6日（金）までの日の午前9時から午後5時までとする。

ただし、交付期間最終日は正午までとする。

※休館日であっても職員は常駐しており、職員通用口（博物館入口の右側）から入館可能。（インターホンを鳴らすこと。）

イ 交付場所

（1）に同じ

(3) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、（1）の場所に送付すること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年2月17日（火）午前9時30分 即時開札。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月16日（月）午後5時とする。

イ 場所

鳥取市東町二丁目124 鳥取県立博物館 大会議室（2階）

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札書は、業務の名称、住所、商号又は名称、代表者氏名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

郵便等による入札の場合は、「第1回」、「第2回」及び「第3回」と明記した封筒にそれぞれ入札書を入れ、密封して提出すること。なお、第2回以降の入札書の送付がない場合は、当該再入札は辞退したものとみなす。

また、回数が記載されていない場合は1案件に対し、入札書を2通以上提出した入札として無効とする。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、令和8年2月6日（金）正午までに郵便等又は持参の方法により4の（1）の場所に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、（2）の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条第

1 項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 最低制限価格の設定

本件入札には、教育委員会施設管理調達最低制限価格制度実施要領（平成26年3月12日付第201300191828号教育長通知）に基づき最低制限価格を設定しており、当該最低制限価格を下回る入札を行った者は失格とし、不落札で再度入札を行う場合において、次回以降の入札には参加させないものとする。

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び政令、会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であつて、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行つた者を落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ 契約書の作成に当たり、入札説明書の別添「冷温水発生機保守点検業務仕様書」（以下「仕様書」という。）中の契約条項を契約書に記載した場合は、当該契約条項を仕様書から削除する。

ウ 仕様書中の契約条項を契約書に記載する場合において、契約書の様式に合わせるため、当該契約条項の趣旨を変えない範囲内で用語を変更するときがある。